

第32回大空町農業委員会総会議事録

令和8年1月30日 第32回大空町農業委員会総会は、大空町役場3階1号会議室に招集された。

1. 委員の出欠状況

(1) 出席者

1番 斎藤宏幸	2番 上田英樹	3番 渡辺誠
4番 古田牧子	5番 児山高	6番 渡邊恵二
7番 小川一浩	8番 福田英信	9番 福田重幸
10番 佐久間仁	11番 増子昭雄	12番 真鍋剛
13番 佐々木経一	14番 森英章	15番 仲西政克
16番 高橋敬義	17番 長尾照幸	18番 追分敏行
20番 遠藤哲也	21番 佐野一義	22番 先崎教之
23番 丹羽真治	24番 石田正俊	

(2) 欠席者

なし

2. 職員等の出欠状況

事務局長 石川 大樹
主 事 佐々木 佑弥

主 査 戸井 裕之

主 事 仙石 陸

第32回大空町農業委員会総会議事録

午後3時00分

石川局長	ご案内の時間がまいりましたので、ただ今から第32回大空町農業委員会総会を開催いたします。 会議日程2 憲章朗読でございます。全員で前文から朗読いたしたいと存じます、よろしくお願い申し上げます。 (農業委員会憲章朗読) 次に、開会にあたりまして石田会長よりご挨拶を申し上げます。
石田会長	皆さんこんにちは。 遅くなりましたが、改めて、新年明けましておめでとうございます。今年もよろしくお願いいたします。 委員の皆様におかれましては、何かとお忙しい中、第32回農業委員会総会への出席、誠にありがとうございます。 昨年の状況といたしましては、7月に干ばつに見舞われまして農作物全般に影響がありまして、特に小麦収量、歩留まりの低下、馬鈴薯の小玉、二次成長、発芽等の品質低下、玉ねぎの小玉化等、多大な影響があった年だと思います。また、お米に関しましては、値段も良く収量もまずまずの出来で、良い出来秋を迎えられたと聞いております。 さて、21日には斜網地区の農業委員研修会が斜里町で行われ、農業会議佐藤部長の研修と懇親会が行われ、22日には網走において年金研修会が行われました。出席された委員の皆さんお疲れ様でした。 最後になりますが、委員の皆様、ご家族様のご健勝とご多幸、また豊穰の秋を迎えられ、心穏やかな1年を過ごされますことをご祈念申し上げます。 この際、活動状況報告を行います。 事務局長。
石川局長	先月総会以降の活動状況報告について、お手元に配付の資料によりご説明いたします。 (活動状況報告朗読)
石田会長	ただいまより、第32回農業委員会総会を開催いたします。 (午後3時07分) ただちに本日の会議を開きます。

石川局長	諸般の報告をいたさせます。 事務局長。 ただいまの出席委員は、23名全員であります。 「大空町農業委員会会議規則第7条」の規定による在任する委員の過半数が出席していますので総会は成立しております。 本総会に提出された案件につきましては、議案第1号から議案第3号まで45件、報告案件で1件であります。 以上でございます。
石田会長	議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員は「会議規則第14条第2項」の規定に基づき議長において、5番児山委員、6番渡邊恵二委員を指名いたします。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 所有権移転関係1番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
戸井主査	議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」次のとおり、農地法（昭和27年法律第229号）第3条の規定による許可申請があったので、その可否について委員会の意見を求める。令和8年1月30日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。 先ず初めに、議案第1号に係る農地法第3条関連の案件につきましては、すべて農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認していることを報告します。 【議案第1号所有権移転関係1番朗読】 この案件につきましては、賃貸借している農地の売買案件でございます。そのため、図面の方は省略しております。 以上です。
石田会長	この件について、第2地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 譲受人については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。

	以上です。
石田会長	これより、所有権移転関係 1 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより、議案第 1 号所有権移転関係 1 番について採決します。 本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、所有権移転関係 2 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
戸井主査	【議案第 1 号所有権移転関係 2 番朗読】 この案件につきましては、賃貸借している農地の売買案件でございます。そのため、図面の方は省略しております。 以上です。
石田会長	この件について、第 2 地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 譲受人については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
石田会長	これより、所有権移転関係 2 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより、議案第 1 号所有権移転関係 2 番について採決します。 本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)

石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に、所有権移転関係 3 番について、提案理由の説明を求めます。事務局。
仙石主事	【議案第 1 号所有権移転関係 3 番朗読】 この案件につきましては、譲受人の規模拡大に伴う新規案件でございます。図面につきましては、1 ページに掲載をしておりますのでご確認ください。 以上です。
石田会長	この件について、第 3 地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 譲受人については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
石田会長	これより、所有権移転関係 3 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより、議案第 1 号所有権移転関係 3 番について採決します。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に、所有権移転関係 4 番について、提案理由の説明を求めます。事務局。
仙石主事	【議案第 1 号所有権移転関係 4 番朗読】 この案件につきましては、譲受人の規模拡大に伴う新規案件でございます。図面につきましては、2 ページに掲載をしておりますのでご確認ください。 以上です。

石田会長	この件について、第3地区委員長より補足説明があればお願いします。 す。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 譲受人については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
石田会長	これより、所有権移転関係4番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより、議案第1号所有権移転関係4番について採決します。 本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係1番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
戸井主査	【議案第1号利用権設定関係1番朗読】 この案件につきましては、貸主の離農に伴う農地の新規賃貸借案件となっております。図面につきましては、3～4ページに掲載しておりますのでご確認ください。 以上です。
石田会長	この件について、第1地区委員長より補足説明があればお願いします。 す。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
石田会長	これより、利用権設定関係1番について質疑に入ります。

委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより、議案第1号利用権設定関係1番について採決します。 本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係2番及び3番について、借主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。
戸井主査	【議案第1号利用権設定関係2番及び3番朗読】 この案件につきましては、経営継承に伴う後継者及び孫への使用貸借案件となっております。そのため図面の方は省略しております。 以上です。
石田会長	この件について、第2地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
石田会長	これより、利用権設定関係2番及び3番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより、議案第1号利用権設定関係2番及び3番について採決します。 本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

	ここで農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、○ ○委員の退席を求めます。 暫時休憩とします。 (○○委員退席)
石田会長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 次に、利用権設定関係4番及び5番について、貸主が同一ですので、 一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	【議案第1号利用権設定関係4番及び5番朗読】 4番の案件につきましては、借主の規模拡大に伴う新規案件でございます。 図面につきましては、5ページに掲載をしておりますのでご確認ください。 5番の案件につきましては、借主の経営移譲に伴う賃貸借案件となっております。 そのため図面の方は省略しております。 以上です。
石田会長	この件について、第3地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態 が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
石田会長	これより、利用権設定関係4番及び5番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより、議案第1号利用権設定関係4番及び5番について採決 します。 本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)

石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。暫時休憩とします。 (〇〇委員着席)
石田会長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 次に、利用権設定関係 6 番について、提案理由の説明を求めます。事務局。
仙石主事	【議案第 1 号利用権設定関係 6 番朗読】 この案件につきましては、経営移譲に伴う後継者への使用貸借案件となっております。そのため図面の方は省略しております。 以上です。
石田会長	この件について、第 4 地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
石田会長	これより、利用権設定関係 6 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより、議案第 1 号利用権設定関係 6 番について採決します。 本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係 7 番について、提案理由の説明を求めます。事務局。
仙石主事	【議案第 1 号利用権設定関係 7 番朗読】 この案件につきましては、借主の規模拡大に伴う新規案件でござい

	ます。図面につきましては、6 ページに掲載をしておりますのでご確認ください。 以上です。
石田会長	この件について、第5地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
石田会長	これより、利用権設定関係7番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより、議案第1号利用権設定関係7番について採決します。 本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係8番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	【議案第1号利用権設定関係8番朗読】 この案件につきましては、経営移譲に伴う後継者への使用貸借案件となっております。そのため図面の方は省略しております。 以上です。
石田会長	この件について、第5地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。

石田会長	これより、利用権設定関係 8 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより、議案第 1 号利用権設定関係 8 番について採決します。 本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第 2 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画について」を議題とします。 所有権移転関係 1 番及び 2 番について、関連がありますので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。
戸井主査	議案第 2 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画について」農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 11 項の規定により、下記のとおり農用地利用集積等促進計画を定めるよう農地中間管理機構に対し要請することについて審議を求める。令和 8 年 1 月 30 日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。 【議案第 2 号所有権移転関係 1 番及び 2 番朗読】 この案件につきましては、賃貸借していた農地を売買する案件でございます。農業公社の農地売買等事業における即売りタイプを活用した売買となっており、1 月 27 日に第 2 地区農業委員により、あっせん会が行われてございます。図面につきましては、賃借地の売買のため省略しております。 以上です。
石田会長	この件について、第 2 地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 譲受人については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。

	以上です。
石田会長	これより所有権移転関係 1 番及び 2 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号所有権移転関係 1 番及び 2 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、所有権移転関係 3 番及び 4 番について、関連がありますので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	【議案第 2 号所有権移転関係 3 番及び 4 番朗読】 この案件につきましては、賃貸借していた農地を売買する新規案件でございます。農業公社の農地売買等事業における即売りタイプを活用した売買となっており、1 2 月 2 5 日に第 5 地区農業委員により、あっせん会が行われてございます。 以上です。
石田会長	この件について、第 5 地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 譲受人については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
石田会長	これより所有権移転関係 3 番及び 4 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。

委員	これより議案第２号所有権移転関係３番及び４番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、所有権移転関係５番から８番までについて、譲受人が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	【議案第２号所有権移転関係５番から８番朗読】 ５番から８番までの案件につきましては、農地売買等事業に伴う農業公社との買入に係る案件であります。 ４件ともに１２月の総会において買入協議の要請について議決を頂いております。 以上でございます。
石田会長	これより所有権移転関係５番から８番までについて質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第２号所有権移転関係５番から８番までについて採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係１番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	【議案第２号利用権設定関係１番朗読】 この案件につきましては、借主の経営移譲に伴う賃貸借案件となっております。そのため図面の方は省略をしております。 以上です。

石田会長	これより利用権設定関係 1 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号利用権設定関係 1 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係 2 番及び 3 番について、関連がありますので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	事前にご説明をさせていただきます。 2 番から 22 番までの案件につきましては、全て更新案件となっております。そのため、図面につきましては省略をさせていただいておりますのでご了承願います。 それでは番号 2 番よりご説明いたします。 【議案第 2 号利用権設定関係 2 番及び 3 番朗読】 番号 2 番において、農業公社が〇〇氏から借り受けた農地を、番号 3 番で受け手の〇〇氏へ貸付しております。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係 2 番及び 3 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号利用権設定関係 2 番及び 3 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

	次に、利用権設定関係 4 番から 6 番までについて、関連がありますので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	【議案第 2 号利用権設定関係 4 番から 6 番朗読】 4 番から 6 番につきましては、番号 4 番において農業公社が〇〇氏から借り受けた農地を、5 番、6 番のそれぞれの受け手へ貸付していく形となっております。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係 4 番から 6 番までについて質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号利用権設定関係 4 番から 6 番までについて採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係 7 番及び 8 番について、関連がありますので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	【議案第 2 号利用権設定関係 7 番及び 8 番朗読】 7 番と 8 番の案件につきましては、経営継承に伴う案件でございます。番号 7 番において農業公社が〇〇氏から借り受けた農地を、番号 8 番で受け手の〇〇氏へ貸付しております。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係 7 番及び 8 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。

委員	これより議案第２号利用権設定関係７番及び８番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係９番及び１０番について、関連がありますので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	【議案第２号利用権設定関係９番及び１０番朗読】 ９番と１０番の案件につきましては、番号９番において農業公社が〇〇氏から借り受けた農地を、番号１０番で受け手の〇〇氏へ貸付しております。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係９番及び１０番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第２号利用権設定関係９番及び１０番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 ここで農業委員会等に関する法律第３１条第１項の規定により、〇〇委員の退席を求めます。 暫時休憩とします。 (〇〇委員退席)
石田会長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 次に、利用権設定関係１１番から１３番までについて、関連がありますので、一括して提案理由の説明を求めます。

	事務局。
仙石主事	【議案第２号利用権設定関係１１番から１３番朗読】 １１番から１３番の案件につきましては、番号１１番におきまして農業公社が〇〇氏から借り受けた農地を、１２番と１３番でそれぞれの受け手へ貸付していく形となっております。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係１１番から１３番までについて質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第２号利用権設定関係１１番から１３番までについて採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 暫時休憩とします。 (〇〇委員着席)
石田会長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 次に、利用権設定関係１４番及び１５番について、関連がありますので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	【議案第２号利用権設定関係１４番及び１５番朗読】 １４番と１５番の案件につきましては、番号１４番において農業公社が〇〇氏から借り受けた農地を、番号１５番で受け手の〇〇氏へ貸付しております。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係１４番及び１５番について質疑に入ります。

委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第２号利用権設定関係１４番及び１５番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 ここで１０分間の休憩とします。再開は午後４時５分といたしますので、それまでにご参集をお願いします。 (午後３時５５分) (休憩中)
石田会長	休憩前に引き続き会議を再開いたします。 (午後４時５分) 次に、利用権設定関係１６番及び１７番について、関連がありますので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	【議案第２号利用権設定関係１６番及び１７番朗読】 １６番と１７番の案件につきましては、番号１６番において農業公社が〇〇氏から借り受けた農地を、番号１７番で受け手の〇〇氏へ貸付しております。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係１６番及び１７番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第２号利用権設定関係１６番及び１７番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)

石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係 18 番及び 19 番について、関連がありますので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	【議案第 2 号利用権設定関係 18 番及び 19 番朗読】 18 番と 19 番の案件につきましては、番号 18 番において農業公社が〇〇氏から借り受けた農地を、番号 19 番で受け手の〇〇氏へ貸付しております。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係 18 番及び 19 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号利用権設定関係 18 番及び 19 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係 20 番から 22 番までについて、関連がありますので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	【議案第 2 号利用権設定関係 20 番から 22 番朗読】 20 番から 22 番の案件につきましては、番号 20 番において農業公社が〇〇氏から借り受けた農地を、21 番と 22 番の受け手へ貸付する形となっております。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係 20 番から 22 番までについて質疑に入ります。
委員	(なしの声)

石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第２号利用権設定関係２０番から２２番までについて採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第３号「農業経営基盤強化促進法第２２条の規定による買入協議の要請について」を議題とします。 １番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
戸井主査	議案第３号「農業経営基盤強化促進法第２２条の規定による買入協議の要請について」農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号）第２２条に基づく調整を行った結果、農地中間管理機構による買入れが必要であると認め、下記のとおり大空町長に対し買入協議の通知をするよう要請することについて審議を求める。令和８年１月３０日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。 【議案第３号１番朗読】 この案件につきましては、新規案件となっております。 あっせんの申し出を受け、１２月１６日に第１地区農業委員によりあっせん会を行ったところ、農業公社の農地売買等事業における貸付タイプを活用したいとの申し出があり、協議したところ、公社への買入協議要請が適当、と至ったところであります。 なお、公社買入後の一時貸付予定者については、末広地区の〇〇氏となっております。図面については、７ページに掲載しておりますのでご参照ください。 以上です。
石田会長	この件について、第１地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	この案件につきまして申し出のあった農用地の利用調整を図りましたが、協議が整わず、５年間農地中間管理機構に保有していただき、その後買い入れすることが適当と判断しました。 以上です。

石田会長	これより 1 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 3 号 1 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、2 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
戸井主査	【議案第 3 号 2 番朗読】 この件につきましては、賃借地の売買案件となっております。 あっせんの申し出を受け、1 月 27 日に第 1 地区農業委員によりあっせん会を行ったところ、農業公社の農地売買等事業における貸付タイプを活用したいとの申し出があり、協議したところ、公社への買入協議要請が適当、と至ったところであります。 なお、公社買入後の一時貸付予定者については、上東地区の〇〇氏となっております。図面については、8 ページに掲載しておりますのでご参照ください。 以上です。
石田会長	この件について、第 1 地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	この案件につきましても申し出のあった農用地の利用調整を図りましたが、協議が整わず、5 年間農地中間管理機構に保有していただき、その後買い入れすることが適当と判断しました。 以上です。
石田会長	これより 2 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。

	これより議案第3号2番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、3番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	【議案第3号3番朗読】 この件につきましては、賃借地の売買案件となっております。 あっせんの申し出を受け、12月25日に第5地区農業委員により あっせん会を行ったところ、農業公社の農地売買等事業における貸付 タイプを活用したいとの申し出があり、協議したところ、公社への買入 協議要請が適当、と至ったところであります。 なお、公社買入後の一時貸付予定者については、本郷地区の ○○氏となっております。図面については、9ページに掲載してあり ますのでご参照ください。 以上です。
石田会長	この件について、第5地区委員長より補足説明があればお願いします。 す。
委員長	この案件につきましては申し出のあった農用地の利用調整を図りま したが、協議が整わず、5年間農地中間管理機構に保有していただき、 その後買い入れすることが適当と判断しました。 以上です。
石田会長	これより3番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第3号3番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)

石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に報告第1号「専決事項の報告について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。
仙石主事	報告第1号「専決事項の報告について」大空町農業委員会会議規則 (平成20年農業委員会規則第1号)第18条の規定により、会長専決 事項で処理した案件について次のとおり報告する。令和8年1月30 日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。 【報告第1号朗読】 以上です。
石田会長	この件について何かご意見ございませんか。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて報告第1号については終了いたします。 以上をもちまして、本日の総会に付議された議案はすべて終了いた しました。これで総会を閉じます。 ご苦労様でした。 (午後4時18分終了)